

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和5年3月10日

山口県日本海海区漁業調整委員会  
会長 濱本 幾男

1 指示する内容

(1) 漁業の禁止

こぎさし網漁業に類似した底流さし網漁業は、営んではならない。

(2) 禁止する海域

山口県日本海海区

2 指示の有効期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで